

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○牛のヨーネ病の発生 (畜産振興課)	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定及び告示の廃止 (防災砂防課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	1
○道路の供用開始 ()	1
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	1
公 告	
○第40期高知県労働委員会委員候補者推薦要領 (雇用労働政策課)	1
○農用地利用配分計画の認可 (農地・担い手対策課)	2
○河川整備基本方針の策定 (河川課)	2

告 示

高知県告示第700号

牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。
平成27年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

患畜

発生頭数	発生場所又は区域	発 生 年 月 日	処 分
1頭	高知市	平成27年12月3日	殺処分

高知県告示第701号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
なお、平成27年12月高知県告示第699号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）は、廃止し、当該廃止の効力は、同月15日から生ずるものとする。

平成27年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

土佐市谷地東（上）
（1） 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	土佐市谷地字谷ノ上	410
2	〃 〃 〃	1267
3	〃 〃 字下屋敷	1276-1
4	〃 〃 〃	431-2
5	〃 〃 字クボタ	460-1
6	〃 〃 〃	435-1

（2） 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線及び標柱6と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第702号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成27年12月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 作屋影野停車場
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町勝賀野字梅木谷620番9から高岡郡四万十町勝賀野字梅木谷620番5まで	前	7.8 13.3	137
	後	11.7 24.2	

高知県告示第703号

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年12月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 作屋影野停車場
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町勝賀野字梅木谷620番9から高岡郡四万十町勝賀野字梅木谷620番31まで	39	平成27年12月18日

高知県告示第704号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。
平成27年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
土佐市高岡町字西蓮寺	乙120番7の一部 乙120番10の一部 乙120番18	4.91	26.03	

公 告

高知県労働委員会の第40期委員を任命したいので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、推薦資格のある労働組合又は使用者団体は、次の要領により、それぞれ労働者委員又は使用者委員の候補者を推薦してください。
平成27年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 第40期高知県労働委員会委員候補者推薦要領
- 候補者を推薦する者の資格
 - 労働者委員の候補者を推薦する者の資格

本県の区域内のみに組織を有する労働組合であって、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合することを高知県労働委員会に証拠を提出して立証したものであること。

(2) 使用者委員の候補者を推薦する者の資格
本県の区域内のみに組織を有する使用者団体であること。

2 候補者資格
特別の資格条件を要しない。ただし、労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項の規定により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。

3 委員の定数及び任期
委員の定数は労働者委員及び使用者委員各5人で、委員の任期は2年とする。

4 推薦手続
(1) 推薦資格のある労働組合は、県所定の推薦書にその推薦資格を立証する高知県労働委員会の組合資格審査決定書の写しを添えて推薦すること。
(2) 推薦資格のある使用者団体は、県所定の推薦書にその推薦資格を立証する定款又は規約等を添えて推薦すること。

5 推薦締切日
平成28年1月25日（月）

6 推薦書の提出先
高知県商工労働部雇用労働政策課

~~~~~

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。  
平成27年12月18日  
高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要  
(1)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
高知市高須砂地197番地  
澤本 和男  
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
高知市高須砂地244番3並びに高須字長場江塩田南ノ丸333番4、333番5、340番4及び340番5  
(2)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
高知市五台山4879番地  
大野 哲  
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
高知市介良字長者谷乙691番1及び乙693番1

2 認可年月日  
平成27年12月18日

~~~~~

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により二級河川香宗川水系について河川整備基本方針を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公表する。
平成27年12月18日
高知県知事 尾崎 正直
（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を高知県土木部河川課及び高知県中央東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）